

『花当閣叢談』の裁判逸話

佐 立 治 人

目 次

- 一 『花当閣叢談』について
- 二 律に注をつけた報い
- 三 鶴 裁 判
- 四 責任感のある泥棒

一 『花当閣叢談』について

『花当閣叢談』は、明の徐復祚が著した逸話集である。『続修四庫全書』に収められている清嘉慶刻借月山房彙抄本の影印本を見た。八巻あり、巻一には制度についての記述が多く含まれており、巻二は後半部分が欠けている。巻三から巻七までには、徐復祚の出身地、蘇州府の士人の逸話が多く含まれている。巻八に含まれているのはすべて倭寇の記事である。巻末に三つ置

『花当閣叢談』の裁判逸話

かれている跋文に拠れば、徐復祚は、陶宗儀の『輟耕録』に倣って、『村老委談』全三十六巻を著したが、そのうち八巻しか伝わらず、それが『花当閣叢談』の名で嘉慶十三年（一八〇八）頃に刊行された。「花当閣」は徐復祚の書齋の名である。

徐復祚は、『花当閣叢談』の跋文及び『重修常昭合志』（光緒三十年刊。成文出版社『中国方志叢書』所収）巻二十五、人物志に拠れば、字は陽初、蘇州府常熟県（現在の江蘇省常熟県）の人。南京工部尚書徐枋（二五一九～一五八二）の孫。戯曲『紅梨記』『投梭記』『祝髮』『宵光劍』『一文錢』『梧桐雨』を作った。『花当閣叢談』巻二、蕭尉に「万曆十三年乙酉（一五八五）に私は京兆試（南京応天府で行われる郷試）に応じた。」と記されている。同書巻五、沈同和に「私は万曆四年丙子（一

五七六) から今に至るまで五十年來、科擧の不正が日ごとに甚しくなるのを目撃した。」と述べられており、徐復祚が活躍した期間がわかる。

前稿「明朝の立法・刑罰・裁判」(本誌第六十七卷第六号掲載、二〇一八年)で、『花当閣叢談』卷三、朱応拳の、訟師が依頼人にアリバイを偽造させた話を紹介したが、『花当閣叢談』には他にもいくつかの裁判逸話が含まれている。その中から特に興味深い話を二、三選んで紹介したい。

二 律に注をつけた報い

『花当閣叢談』卷三、牟俸に、「邨老又た曰く」として次のように記されている。「邨老(村老)」は著者徐復祚自身を指す。

【和訳】

私の兄の伯昌が、刑部の官員であった時に、『大明律』及びそれに附された「問刑条例」に手づから注を加えて、印刷して世に広めようと思いました。私は兄に会うたびに忠告しました。「律の条文は大変柔軟に解釈することができます。ところが今、注を加えてしまいましたので、解釈が固定してしまいました。」

これを思い遣りのある裁判官がなんとかして死刑を避けて罪人を生かそうとする心と比べて下さい。どうして細かく注をつけて律の解釈を固定させて、律を柔軟に解釈して死刑を避けるということができにくくなるようにする残忍な行いをしてよいでしょうか。また、そもそも咎繇とつよし(皋陶こうたう。帝舜が任命した裁判官)の徳を以てしても、その子孫である黥布は、人相見の予言通りに、肉刑に処されてから後に王となりました(黥布は秦の時に入墨の刑を受け、漢の高祖によって淮南王に立てられた。『史記』卷九十一、黥布列伝)。天は応報を好みます。畏れな

いでいられましょうか。」

兄は聴き入れませんでした。注釈書を刊行しましたところ、兄は良くない死に方でした。その死はまことに法律に適合しないものでした。人々は律に注をつけた報いだと思いました。

【原文】

邨老又曰、余兄伯昌、官刑部時、手註大明律例、欲刻板行世。余每勸之曰、律之条甚活。而今死。比之仁人之死致生之意、安所委曲、以行其不忍乎。且夫以咎繇とつよし之徳、而子孫必刑而後王。天道好還、可不畏与。不聴。及板行、而兄以不良死。其死也、寔不麗法。人以爲註律之報云。

【訓読】

郵老又た曰く、余が兄の伯昌、刑部に官たるの時、手づから大明律例に註す。刻板して世に行わんと欲す。余、毎に之れに勸めて曰く、律の条は甚だ活いく。而るに今死す。之れを仁人の、死より生を致すの意に比ぶるに、安くんぞ委曲する所ありて、以て其の忍びざるを行わんや。且つ夫れ各繇の徳を以てすら、子孫必ず刑せられて後、王となる。天道は還すを好む。畏れざる可けんや。と。聴かず。板行するに及びて、兄、不良を以て死す。其の死や、寔まことに法に麗つかず。人、以て註律の報いと為す。と云う。と。

「余が兄の伯昌」とある。「伯昌」は字で、名は昌祚である。『花当閣叢談』の、徐復祚の曾姪孫述曾が書いた跋文に「復祚は」比部郎禹江公の次子なり。」とあるから、昌祚が長男で、復祚が次男であったことが知られる。

徐昌祚が著して刊行した明律例の注釈書は『大明律例添釈旁註』（以下、『添釈旁註』と略称。）である。『添釈旁註』は内閣文庫所蔵本を見た。『添釈旁註』の凡例に「大明律の文は簡略で古めかしく、わかりにくいので、この書では小字の注釈文を

律文の行内にはさんで、律文と注釈文とを連ねて読むことができるようにして、読者が思索することなく律文の意味をはつきりと理解できるようにした。」と述べられている。

徐復祚は「律の条は甚だ活いく。しかるに今、死す。」と、兄の昌祚が律に注をつけて律の解釈を固定させたことを非難している。しかし、罪刑法定主義に従う立場から言えば、立法趣旨に沿ったわかりやすい条文解釈を提供して、人民が罪を避けることができるようにし、裁判官が恣意的な判決を下さないようにすることは必要である。にもかかわらず、徐復祚がこのように非難したのは、旧中国に古くから存在してきた罪刑法定主義を理解していなかったからではなく、単に兄の条文解釈に不安を感じていたからではなからうか。というのは、『添釈旁註』の中に次のような箇所があるからである。

明律の名例律、老小廢疾取贖条に「八十以上、十歳以下、及び篤疾（重度の身体障碍者）、殺人の心に死すべきを犯す者は、議擬奏聞し、上裁を取る。盗み、及び人を傷つくる者は亦た取贖す。餘は皆、論ずる勿し。」と定められている。この規定に素直に従えば、もし八十歳以上の老人が、真犯死罪（贖刑が許されない死罪）に当たる、強盗して財物を得る罪を犯した場合、

その罪は殺人以外の死罪であり、かつ盗罪であるから、取贖の処分を受けることになるはずである。ところが、『添釈旁註』はこの条文に「八十以上、十歳以下、及篤疾、犯（反逆）殺人、（一応斬絞）応死者、議擬奏聞、取自上裁。（若犯流罪以下

が、『花当閣叢談』卷三、錢侍御に「邨老又た曰く、余、庚戌の除夕（大みそかの夜）に哭兄の作有りて云う。」と述べて掲げられている二つの詩が参考になる。庚戌は万曆三十八年（一六一〇）である。

窃）盗及（鬪殴）傷人者、亦取贖。餘（有犯笞杖徒流雜犯罪名）、皆勿論。」（括弧内が『添釈旁註』の注釈文。）と注をはさ

除夕多悲感（除夕、悲感多し。）

思君倍鬱陶（君を思い鬱陶を倍す。）

用人嗟往失（人を用いて往失を嗟く。）

受諫豈今朝（諫めを受くること豈に今朝ならんや。）

骨肉安全未（骨肉安全なりや未や。）

門庭事正饒（門庭、事正しく饒かなり。）

魂依總帷下（魂、總帷に依りて下る。）

風雪共蕭蕭（風雪共に蕭蕭たり。）

の注釈文をはさむことによって、真犯死罪に当たる強盜得財の罪を「取自上裁」（皇帝の判断に委ねること）の対象に含めたのである。つまり、律文を素直に読む限り、強盜得財の罪を犯した八十歳以上の老人は、取贖の処分を受けるだけで済むはずであるのに、『添釈旁註』の注釈文に従えば、皇帝の判断によっては死刑になる可能性があるのである。これでは『添釈旁註』の著者に天罰が下っても、文句は言えないのではなからうか。

徐復祚が右の詩を作った万曆三十八年よりも前の年の大みそかの夜に徐昌祚が亡くなったらしい、ということの他には、右の詩の意味がよくわからない。

「板行するに及んで、兄、不良を以て死す。その死や、寔に法に麗かず。」とある。徐昌祚が亡くなった事情はわからない

一官能自愛（一官能く自ら愛す。）

八議豈無情（八議豈に情無からんや。）

祖亦存餘沢（祖も亦た餘沢を存す。）

兄何負此名（兄、何ぞ此の名に負かんや。）

黄麻非賜死（黄麻は死を賜うに非ず。）

白刃遽輕生（白刃もて遽かに生を輕んず。）

家聞從茲隕（家聞、茲れ從り隕つ。）

明朝但哭声（明朝、但だ哭声あるのみ。）

明律の名例律、八議条に「七に曰く、議貴。（注。爵一品、及び文武職事官三品以上、散官二品以上の者を謂う。）」と定められている。徐昌祚の祖父、徐栻は、正二品官である南京工部尚書に任じられたから、八議の議貴に当たる。名例律、応議者之父祖有犯条に、八議に当たる者の子孫が罪を犯したときは皇帝の判断を仰ぐ、と定められているから、この規定に従って、徐昌祚が犯した罪に対する皇帝の判決を記した「黄麻」（みことりの）が下されたのである。その黄麻には「死を賜う。」とは記されていないかつたのであるが、徐昌祚は刃を用いて自殺してしまつたのである。

三 鶴 裁 判

『花当閣叢談』卷四、鶴獄に次のような動物裁判の逸話が記されている。

【和訳】

寧王の朱宸濠（原文。寧庶人。武宗の正徳十四年（一五一九）に反乱を起こして敗れ、翌十五年十二月に誅された。『明史』卷一一七。）は鶴をかわいがっていました。「指揮」「千戸」の称号を記した銀の札を鶴の首に掛けました（明朝では全国に「衛」と呼ばれる五千六百人から成る軍隊と「所」と呼ばれる一千二百二十人から成る軍隊とが置かれていた。衛の指揮官が「指揮」であり、所の指揮官が「千戸」である。）。

ある日、首に「指揮」の札を掛けた鶴が市街地に飛び出して、民の犬にかまれて傷ついて死にました。寧王は王府の官（寧王府は江西省南昌府（現在の江西省南昌市）に置かれていた。）に命じて、訴え状を作って撫按（巡撫及び巡按御史。どちらも一省の行政を監察する官。）に送らせ、民の命で鶴指揮の命を償わせるよう要求しました。撫按はどうしてよいかわからず、

管轄下の地方官に訴えの内容を示して意見を求めましたが、皆、遠慮して意見を上申しようとしませんでした。某県令は有能の評判があつたので、その県令に判断を委ねました。翌日、県令は上申書を撫按に送りました。上申書の末尾に次のような判決文が記されていきました。

「鶴の首に札が掛かっていますが、犬は字が読めません。鳥とけもののが傷つけ合つても、罪は人にはありません。ましてや、「指揮」という称号を鶴に与えていますが、その称号は軍功を積んで得たものではありません。人の命で家畜の命を償うさまりが、刑法典の中にあるとは聞いたことがありません。犬の飼い主に鶴の値段を弁償させ、猛犬を死刑に処するべきです。」

撫按は大喜びして、寧王にこの判決を報告しました。寧王は反論できませんでした。

【原文】

寧庶人寵鶴。縣以銀牌、標指揮千戸之号。一日、有鶴頸縣指揮牌者、飛出市里、為民犬咋傷死。庶人命府官、置詞送撫按、令民償鶴指揮之命。撫按不知所處、批發所屬、皆辭不敢聞。某県令有能声、遂以委之。明日、以状申撫按。批牘尾云、鶴頸有

牌、犬不識字。禽獸相傷、罪不在人。況指揮而名鶴、非積於軍功。以人而償畜、無聞於憲典。合以鶴價償、入獐犬正法。撫按大喜、以奏寧王。王亦詞塞。

【訓読】

寧庶人、鶴を寵す。縣かくるに銀牌を以てし、指揮・千戸の号を標しるす。一日、鶴の、頸くびに指揮の牌を懸くる者有り、市里に飛び出で、民の犬の咋かみ傷つくところと為りて死す。庶人、府官に命じ、詞を置きて撫按に送らしめ、民をして鶴指揮の命を償せしむ。撫按、処する所を知らず、所屬に批發するも、皆、辞して敢えて聞せず。某県令、能声有り。遂に以て之れに委ぬ。明日、状を以て撫按に申す。牘尾に批して云う、鶴の頸に牌有るも、犬は字を識らず。禽獸、相い傷つくるも、罪は人に在らず。況んや指揮として鶴に名づくるも、軍功を積むに非ず。人を以て畜を償うは、憲典まに聞こゆる無し。合まに鶴価を以て償い、獐犬を法を正すに入るべし。と。撫按、大いに喜び、以て寧王に奏す。王亦た詞塞がる。

飼い犬が他人の家畜を殺傷したときのさまりは、明律の兵律、厩牧、畜産咬踢人条に「もし故らに犬を放ち、他人の畜産を殺

傷せしむる者は、各々笞四十。減ずるところの価銭を追賠せしむ。」と定められているだけで、飼い犬が自分から他人の家畜を殺傷したときの処分を定めた明律例の条文は見当たらない。

この逸話では、鶴が勝手に犬の居場所に飛び込んできて咬み殺されただけであるから、某県令は、畜産咬踢人条が定める処分のうち、飼い主に笞四十を科することはせず、鶴の減価の賠償だけを飼い主に命じたのである。

某県令の判決文に「入獐犬正法。(獐犬を法を正すに入る。）」とある。「正法」とは死刑に処するという意味である。畜産咬踢人条には「馬牛及び犬、(中略)人を殺傷する者は過失を以て論ず。もし故らに放ちて人を殺傷せしむる者は鬪殺傷より一等を減ず。」と定められていて、明律では、犬が人を殺傷したときでさえ、飼い主が刑を科されるだけで、犬自身が死刑に処されることはない。それなのに、鶴を殺しただけの犬が死刑に処されるのは、寧王を納得させるためとは言え、かわいそうである。

四 責任感のある泥棒

『花当閣叢談』巻六に「義盜」と題して記されている話は、

『花当閣叢談』の裁判逸話

合理的な要素と非合理的な要素とが見事に一体化した、怪奇裁判逸話の傑作である。少し長いので、和訳だけを掲げる。

【和訳】

京師みやこ(北京)の鉄匠横町に住む錢洪六という者は、家が大変裕福で、凶暴でずるがしこい性格でした。平生から無頼漢と呼ばれ、多くの人が彼を恐れていました。趙雀兒と隣同士でした。雀兒も金持ちの息子で、年若く趣味人で、馬を走らせ弾をはじくのが好きでした。洪六はいつも自分の強暴さを恃んで、雀兒をゆすり、しょっちゅう罵りました。

ある日、洪六が外出先から酔って帰り、家の門に至りますと、雀兒も馬を馳せて隣の自宅に帰って来ました。洪六は、雀兒が自分をよけなかったことに怒って、酔いにまかせて雀兒を罵りました。雀兒も罵り返したので、殴り合いになりました。洪六の妻が騒ぎを聞いて出てきました。自分の夫が大変酔っぱらっており、甚だ凶悪な様子であるのを見て、二人を引き離しました。雀兒は逃げ帰りました。洪六は、自分の妻が二人を引き離したことに怒って、彼女と雀兒とが私通しているのではないかと疑い、妻をひどく殴りつけ、八時過ぎになってようやく眠り

ました。妻は、いきどおりのあまりに、ひそかに、応接間に入って首を吊りました。

洪六が妻を殴っていた時、泥棒の某という者が、洪六の家の門の隙間に潜んでいました。家の中の人達がまだ寝ていないので、じっとしていました。この時に至って、物音が聞こえなくなつたのを伺って、応接間に侵入しました。暗闇の中で、洪六の妻が首を吊っている場所に行き当たりました。けんかする二人を身を挺して引き離れた人であることに気づきました。泥棒は、そのままにしておくに忍びず、大声で「広間で人が首を吊って死んでいます。」と叫びました。再三叫びますと、洪六

がようやく酔夢の中から目醒めました。寝室に妻がいないので、ろうそくを持って寝室を出ました。妻を見つけて、急いで首の縄を解いて、体を抱えて寝室に入りました。泥棒は家の中に入ることができなくなつたので、門の隙間に戻って身を潜めました。家の中の物音を盗み聴きしていますと、洪六の妻は命が救われ、意識を取り戻したようでした。灯火が点いていたので、泥棒は身を伏せて動きませんでした。

午前二時になって、ようやく静かになつたので、泥棒は再び応接間に侵入しました。すると、先程の妻がまたもや首を吊っ

ていました。泥棒は、今度もかわいそうに思つて、前のよう大声で叫びました。洪六はまだ目醒めません。泥棒は、壁の後ろから一人の下げ髪の、十三四歳ぐらいの女中が、ろうそくを持って返事をして出てくるのを見ました。泥棒はあわてふためいて門を出て逃げ去りました。

夜が明けて、洪六はようやく目醒めました。妻は既に死んでいて、救うことができませんでした。洪六は、雀児の財産を貪るチャンスだと思い、また昨日殴り合いをした仕返しに、雀児を「強姦致死」の罪で訴えました。雀児は、逮捕されて、拷問に耐えられず、一回訊問されただけで無実の罪に伏し、次のように供述しました。「洪六が宴会に出席するために外出したのを伺って、部屋に入り、その妻と姦通しようとしたが、目的を果たさないうちに洪六が帰って来て、それを見て殴り合いになり、洪六の妻は恥じて首を吊って死にました。」

裁判が確定し、死刑を執行する日も決まりました。泥棒はそれを知って、官司に出頭して自首して、「この出来事はただ私だけが目撃しました。雀児さんは本当に冤罪です。」と言いました。按獄御史（巡按御史のこと。直隸・省内の裁判が正しく行われているかどうかを審査する。）の康がその詳細を尋ねま

した。泥棒が答えました。「私は浮浪者です。まことに侵入窃盗の常習犯です。その日、日暮れ時に洪六の家の門前に潜んで、道路の様子を窺っていますと、雀児が馬を馳せて来るのを見ました。洪六は雀児を馬から引きずり落として乱打しました。夜になったことを知らせる街鼓が鳴りはじめますと、洪六の家の門傍まで進んで身を伏せました。洪六がその妻を大変乱暴に殴っているのを聴きました。二鼓(午後十時)になって、洪六の妻が首を吊りました。その時に助けを求めて叫んだのは私です。四鼓(午前二時)に洪六の妻がまたもや首を吊った時に再び叫んだのも私です。どうして雀児が姦淫した事実が有り得ましようか。」

御史は、雀児が泥棒に賄賂を贈って偽証を頼んだのだと思つて、泥棒を強めに拷問しました。けれども泥棒はますます固く証言を維持しました。泥棒はさらに、「私は雀児の顔を識りません。また、洪六に恨みはありません。ゆきずりの泥棒に一体どのようにして賄賂を用いて偽証させることができましようか。罪の無い人が死刑になるのが本当に忍びないだけです。」と言いました。御史は心が動いて、泥棒に「あなたが一回目に叫んだ時、出てきて洪六の妻の命を救った人は誰ですか。」と詰問

しました。泥棒は「洪六です。」と答えました。御史は洪六に「あなたが出てきて助けたのですか。」と詰問しました。洪六は「そうです。」と答えました。御史が「どうしてあなたを呼んだ人を確認しなかったのですか。」と尋ねますと、洪六は「その時は妻を助けることに気を取られて、叫んだ人を捜す余裕がありませんでした。」と答えました。御史が再び洪六に「二回目と呼ばれた時、どうして捜さなかったのですか。」と詰問しますと、洪六は「二回目の時は、また叫んだ人がいるのが聞こえませんでした。夜が明けて始めて妻が首を吊ったのを知りました。命を助けようにも手遅れでした。」と答えました。

そこで、御史は泥棒に「二回目には叫んだ時、洪六が出てくるのを見ることができましたか。」と詰問しました。泥棒が答えました。「見ませんでした。ただ、一人の下げ髪の女中が壁の後ろから、ろうそくを持って出てきただけです。私は見られるのを恐れて、あわてて逃げました。」御史は洪六に「女中は何という名ですか。今どこにいますか。」と詰問しました。洪六は「私の家には下げ髪の女中は一人もいません。」と答えました。洪六の家の隣近所の人に尋ねますと、皆「そのような女中は見たことがありません。」と答えました。御史はますます、

泥棒が賄賂を受け取って嘘をついていると思いました。けれど泥棒はますます固く証言を維持し、御史は心がますます動きました。そこで、京城の兵馬（北京五城兵馬指揮司の長官である兵馬指揮を指す。兵馬指揮は盗賊を巡捕することを掌る。）に依頼して、自ら洪六の家に行つて、女中を搜索してもらいました。

兵馬は、洪六の家に行き、しらみつぶしに捜査しましたが、その女中は全く存在しませんでした。そこで、泥棒に「下げ髪の人とはどんな様子で、衣服は何色で、どの場所にいるのを見ましたか。」と詰問しました。泥棒は「あわてていましたので、その人の様子をはっきりと見てはいないのですが、身長は四尺（約一二五センチ）ぐらいで、青色の服を着ていて、手iarouうそくを持っていました。この壁の後ろから出てきました。」と答えました。兵馬は考え込んで壁の後ろをじっくり見回しました。すると、壁の後ろの地面が少し裂けていました。洪六に「この地面はどうして裂けているのですか。」と尋ねますと、洪六の顔色が変わりました。答えも支離滅裂でした。そこで、人に命じて地面を掘り開かせますと、わずかに一尺ほど掘っただけで、うつぶせの死体が現れました。果たして一人の下げ髪

の女子でした。青色の服を着ていて、顔貌は生きているようでした。「この人は何者ですか。」と厳しく洪六を訊問しますと、洪六はとうとう次の事実を白状しました。死体の女子の名は丑児で、洪六の妻の実家の女中でした。洪六の妻の母親が洪六の家に遣わして、娘の看病をさせました。洪六は丑児の容姿が気に入って、暖房ベッド（原文。炕）の上で彼女と姦通しようと思いました。彼女が従わなかったので、洪六は彼女をひどく笞打ち、さらにろうそく立てを陰門に突き入れて死なせました。ろうそく立てはまだ死体の傍らにありました。六年が経過して、今始めて姿を現したのです。被害者が妻の実家の女中であつたので、隣近所の人は誰も彼女を知らなかったのです。

事実が判明したので、兵馬は御史に報告しました。御史は感嘆して言いました。「巧みですね。天が極悪人に報いる方法は。つまり、この女中を借りて、洪六がその妻を自殺に追い込んだ事実を明らかにしたのです。不思議ですね。あなたが洪六の家で泥棒をしたのは。これまた天があなたを借りて、雀児が洪六の妻を殺していないことを明らかにしたのです。」こうして雀児を釈放しました。泥棒は、窃盗を計画したけれども実行しなかった、という理由で、雀児とともに釈放されました。

最後の行に「盗、謀りて未だ成らざるに坐し、並びに之れを積す。(原文。盜、坐謀而未成、并積之。)」と記されている。泥棒は、窃盗を行う目的で他人の住居に侵入したけれども、何にも手をつけなかつたので、御史は、泥棒の行為は窃盗罪を構成しないと判断して、泥棒を無罪放免したのである。明律の刑律、賊盜、公取窃取皆為盜条に「盜は公取窃取、皆、盜と為す。器物錢帛の類は、移徙して已に盜所を離るるを須つ。珠玉宝貨の類は、入手して隠藏するに挾る。縦い未だ將ち行かざるも亦た是れなり。其れ木石重器は、人力の勝うる所に非ずんば、本処より移すと雖も、未だ馱載せざるの間は、猶お未だ盜を成さず。」と定められているように、明律では、たとえ窃盜目的で他人の住居に侵入しても、器物を移動させたり、寶石をふところに入れたりしない場合は、窃盜罪を構成しない。よつて窃盜不得財の罪(刑律、賊盜、窃盜条。窃盜、已に行いて財を得ざるは笞五十。刺を免す。)にも当たらない。

夜に他人の住居に侵入した泥棒の行為は、刑律、賊盜、夜無故入人家条の「夜、故無く人の家の内に入る者は杖八十。」という規定に拠つて、杖八十の刑に当たる。けれども、泥棒は官司に出頭して自首したので(原文。盜乃出自首言。)、明律の名

例律、犯罪自首条の「罪を犯し、未だ発せずして自首する者は、其の罪を免す。」という規定が適用されて、刑が免除されたのである。

(附記) 「資料」で申し訳ございませんが、本稿を大沼邦博先生に捧げ、御退職の記念とさせていただきます。先生の御健康、今後の御活躍をお祈り申し上げます。